

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 4
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	29 - 7	
許認可等	特別保護地区の区域内における建築物その他工作物の新築等の許可			
(根拠規定)				
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律				
(特別保護地区)				
第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。				
7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。				
一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。				
二 水面を埋め立て、又は干拓すること。				
三 木竹を伐採すること。				
四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。				
8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。				
9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。				
一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。				
二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。				
10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。				
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令				
(特別保護地区の区域内における許可を要する行為)				
第二条 法第二十九条第七項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為であって、環境大臣(都道府県知事が指定する特別保護地区にあっては、都道府県知事)が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内において行うもの(道路、広場その他の公共の場所において行うものを除く。)とする。				
一 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること(農林漁業を営むために行うものを除く。)				
二 火入れ又はたき火をすること。				
三 車馬を使用すること。				
四 動力船を使用すること(漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。)				
五 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。				
六 撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。				
七 球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること。				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 4
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	29 - 7		
許認可等	特別保護地区の区域内における建築物その他工作物の新築等の許可				
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則					
(特別保護地区における行為の許可申請等)					
第三十九条 法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。					
一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
二 行為の種類					
三 行為の目的					
四 行為の場所					
五 行為の場所及びその付近の状況(木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)					
六 行為の施行方法(令第二条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法)					
七 行為の着手及び完了の予定日					
2 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。					
一 行為の場所を明らかにした五万分の一以上の地形図					
二 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料					
三 行為の施行方法を明らかにした図面					
3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の申請者に対し同項の申請書及び前項の資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。					
(補償請求)					
第四十条 法第三十二条第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。					
一 請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
二 補償請求の理由					
三 補償請求額の総額及びその内訳					
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則					
(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)					
第五条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。					
(1) 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの					
(2) 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐					
(3) 次に掲げる工作物の設置					
ア 住宅及びこれに附属する工作物					
イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑					
ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎					
エ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設					
オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所					
カ その高さが5メートル以内の展望台					
キ その延長が500メートル以内の歩道					
ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設					
ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所					
コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 4
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	29 - 7	
許認可等	特別保護地区の区域内における建築物その他工作物の新築等の許可			
作物				
サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物				
シ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物				
ス 自然木を利用した仮設軽索道				
セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの				
(4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為				
ア 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為				
イ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為				
ウ 河川法(昭和39年法律第167号)による河川の管理又は砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の海岸保全区域の管理として行う行為				
エ 測量法(昭和24年法律第188号)第4条に規定する基本測量若しくは同法第5条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第6条に規定する水路測量を行うために必要な行為				
オ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為				
カ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為				
キ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する放送設備の管理に必要な行為				
ク 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に定める機関をいう。クにおいて同じ。)の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為				
ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)				
コ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常の管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為				
サ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為				
シ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為				
ス 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為				